

## 議案第77号

### 西春日井広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、西春日井広域事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成25年8月27日提出

北名古屋市長 長瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、字句の整理が必要であるため、本組合同規約の一部を改める必要があるからである。

## 西春日井広域事務組合理約の一部を改正する規約

西春日井広域事務組合理約（平成15年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号ア中「前年の10月1日における、総人口割」を「人口割（前年の10月1日における住民基本台帳の人口）」に改める。

### 附 則

この規約は、平成25年11月1日から施行する。